

●香川県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年3月30日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 水道局
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	ア 手当について 高速道路利用に係る通勤手当について、通行料金の還元額明細を確認しておらず、支給額が過大になっているものがあった。（県営水道事務所）	ア 手当について 還元額明細を遡って確認し、過大に支給されていた金額を平成30年2月に戻入した。今後は、対象職員へ制度の周知を図るとともに、庶務担当者等による確認を徹底する。